

福岡県土壌汚染対策指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の円滑な施行を図り、もって土壌汚染による県民の健康被害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 土壌汚染状況調査

(土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握)

第3条 調査実施者は、施行規則第3条第3項に規定する通知の申請をしようとするときは、土壌汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況及び施行規則第26条に規定する基準の該当性に関する情報を記載した資料を添付するものとする。

(法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の利用状況の報告及び形質変更時の調査)

第4条 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該確認に係る通知書で指示するところにより、その土地の利用状況について、定期的に知事に報告するものとする。

2 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、同条第7項の届出の適用を受けない規模の土地の形質の変更をしようとするときは、その土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査させるよう努めなければならない。

3 前項の調査を行った土地の所有者等は、様式第1号により、その結果を知事に報告するものとする。

4 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、同条第7項の届出の適用を受ける土地の形質の変更をしようとするときは、届出前に知事と協議を行うものとする。

(法第4条第1項の規定による届出を行う者の土地の履歴の把握)

第5条 法第4条第1項の規定による届出を行う者は、あらかじめ、土地の使用履歴に係る情報収集として次に掲げるものを実施し、当該土地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の当該土地における土壌の特定有害物質による汚染のおそ

れを推定するために有効な情報を把握するものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 登記簿調査
- (3) 古地図調査
- (4) 聴取調査

2 土地の所有者等は、前項の情報を土地の形質の変更をしようとする者へ提供するよう努めるものとする。

3 法第4条第1項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 土地の形質の変更の対象となる土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 第1項により把握した情報及び前項により提供された情報に関する資料

第3章 措置の実施等

(措置実施計画書の提出等)

第6条 形質変更時要届出区域内において汚染の除去等の措置を講じようとする者は、法第12条第1項の規定による届出に、措置の実施計画を添付するものとする。

2 土壌の特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないことを知事に報告した土地(要措置区域等を除く。以下「自主対策区域」という。)内において、汚染の除去等の措置を講じようとする者は、様式第2号により、あらかじめ、措置の実施計画を知事に提出するものとする。

3 第1項又は前項の措置を講じた者は、工事を終了したときは、様式第3号により、全ての措置を完了したときは、様式第4号により、それぞれ速やかに、措置の実施の状況等を知事に報告するものとする。

4 第1項及び第2項の土地において、当該土地以外の土地から土壌を搬入するときは、施行規則第40条第2項第3号に定める方法により当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定するものとする。

(地下水の水質の測定結果の報告)

第6条の2 要措置区域等内において地下水の水質を測定した者は、様式第5号により、速やかに、その結果を知事に報告するものとする。ただし、法第7条第9項又は要綱第6条第3項により同等の報告を行うときは、この限りではない。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に関する報告)

第7条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更を行った者は、形質変更が終了したときは、様式第6号により、速やかに、形質変更の実施状況を知事に報告するものとする。ただし、第6条第3項により同等の報告を行うときは、この限りでない。

第4章 区域の指定

(指定の申請に関する指導)

第8条 知事は、法の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと判断することについて、土地の所有者等から報告を受けた場合であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査が公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、土地の所有者等に対して、法第14条第1項の規定による申請をするよう指導するものとする。

第5章 汚染土壌等の搬出等に関する規制

(汚染土壌等の搬出時の届出に関する指導)

第9条 汚染土壌を要措置区域等外に搬出しようとする者は、汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託する場合であって、再処理汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理しようとするときには、法第16条第1項の規定による届出に次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 再処理汚染土壌処理業者の許可証の写し

(2) 再処理汚染土壌処理業者が再処理に係る汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

2 自主対策区域内の土地の基準不適合土壌を当該区域外へ搬出しようとする者は、当該土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託するときは、様式第7号により、あらかじめ、当該土壌の運搬計画を知事に届け出るものとする。

3 汚染土壌を形質変更時要届出区域外に搬出した者は、当該汚染土壌を処理又は土地の形質の変更に使用したときは、様式第8号により、速やかに、汚染土壌の処理等の状況を知事に報告するものとする。ただし、第6条第3項により同等の報告を行うときは、この限りでない。

(事前協議)

第10条 法第22条第1項に規定する許可又は法第23条第1項に規定する許可(処理能力の増大を伴う変更に係る許可に限る。)の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、様式第9号により、あらかじめ、当該処理施設の概要等を記載した計画(以下「事業計画」という。)を知事に提出し、事前協議を行うものとする。

(市町村長への意見照会)

第11条 知事は、前条の規定により事業計画の提出を受けたとき、又は次条第2項の規定により周知に関する事項を記載した計画(以下「周知計画」という。)の提出を受けたときは、当該汚染土壌処理施設の設置予定場所を管轄する市町村の長に当該計画の写し

を送付し、周辺の生活環境の保全及び土地利用の観点からの意見を求めるものとする。

(周辺住民への周知)

第12条 申請予定者は、周辺住民（別表1に掲げる地域内に住所を有する者及び事務所又は事業場を有する者をいう。以下同じ。）に対して、別表2に規定するところにより、事業計画の概要等について周知するよう努めるものとする。

2 申請予定者は、様式第10号により、周知計画を知事に提出するものとする。

3 知事は、申請予定者に対し、周辺住民の対象範囲、周知内容その他周知に関する事項について、必要な助言を行うことができる。

4 申請予定者は、第1項の周知を行ったときは、様式第11号により、周知実施状況を知事に報告するものとする。

5 申請予定者は、周辺住民からの意見のうち、周辺の生活環境の保全上必要と認められるものについては、事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(周知等に係る規定の適用除外)

第13条 申請予定者が別表3に掲げる者に該当する場合は、第11条及び第12条の規定は適用しない。

(申請予定者への指導)

第14条 知事は、第10条から第12条に規定する手続において、事業計画の内容が法第22条第3項に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は周辺の生活環境の保全上必要であると認めるときは、申請予定者に対し、当該事業計画の変更を求めることができる。

(事前協議の終了)

第15条 知事は、第10条から第12条に規定する手続が適正に行われたと認めるときは、申請予定者に対して、事前協議の終了を通知するものとする。

2 申請予定者は、前項の通知を受けた後に、汚染土壌処理施設の設置又は変更（法第23条第1項本文に規定する変更に限る。）をするものとする。

(再処理汚染土壌処理施設における処理終了時の通知)

第16条 再処理汚染土壌処理業者は、再処理に係る引渡しを受けた汚染土壌の処理を終了したときは、当該処理を委託した汚染土壌処理業者に対して、次に掲げる事項を記載した書面をもって、処理が終了した旨を通知するものとする。

(1) 当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた年月日

- (2) 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法
- (5) 処理量

(排水水の測定)

第17条 汚染土壌処理業者は、排水口における排水水の水質を省令第5条第18号及び19号に規定する方法により、1年に1回以上測定するものとする。

(汚染土壌の処理実績及び施設の維持管理状況の報告)

第18条 汚染土壌処理業者は、様式第12号により、毎年6月30日までに、汚染土壌の処理等に関する前年度の実績を知事に報告するものとする。

2 汚染土壌処理業者は、様式第13号により、毎年6月30日までに、汚染土壌処理施設の維持管理の状況に関する前年度の実績を知事に報告するものとする。

(汚染土壌処理業に係る変更の届出)

第19条 汚染土壌処理業者は、省令第2条第2項第1号から第4号まで、第6号及び第7号、第9号から第11号まで並びに第21号から第28号までに掲げる事項を変更(法第23条第1項に基づき許可を受けなければならない変更及び法第23条第3項に基づき届け出なければならない変更に係るものを除く。)したときは、様式第14号により、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

(廃止措置時の土地所有者等の協力)

第20条 法第27条第1項に規定する汚染土壌処理施設に係る土地の所有者等は、汚染土壌処理業者が同項の措置を行おうとするときは、これを拒まない等当該措置の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月14日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

別表1（第12条関係）

<p>周知の対象となる地域の範囲</p>	<p>汚染土壌処理施設の設置が予定されている場所の敷地の境界から概ね100メートル以内の地域（工業専用地域内の地域を除く。）ただし、汚染土壌処理施設が、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）による手続を行った産業廃棄物処理施設を含むものである場合にあっては、同条例第7条第2項に規定する指定地域</p>
----------------------	--

別表2（第12条関係）

<p>周知時期</p>	<p>第10条に規定する事業計画を知事に提出した後</p>
<p>周知内容</p>	<p>汚染土壌処理施設の概要 事業経営計画の概要 周辺的生活環境の保全上の措置の概要</p>
<p>周知方法</p>	<p>周辺住民を対象とした説明会の開催又は周辺住民各戸への訪問説明による。</p>

別表3（第13条関係）

<p>周知等に係る規定の適用除外となる者</p>	<p>1 次のいずれにも該当する者 (1) 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物処理施設をいう。）に該当しない施設を利用して汚染土壌の処理を行う者 (2) 物の製造又は加工を行うために設置した施設のうち、5年以上の生産実績があるものを利用して汚染土壌の処理を行う者 (3) 汚染土壌処理施設の設置予定場所を所管する市町村長との間で公害防止協定を結んでいる者 (4) この要綱の施行の際現に汚染土壌の処理を業として行っている者</p> <p>2 工業専用地域内において、汚染土壌処理施設の設置を行う者又は行っている者</p>
--------------------------	--